

第2号様式

平成21年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成21年11月4日(水) 法務省大臣官房施設課入札室		
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	平成21年4月1日から平成21年7月31日		
抽出案件	総件数 7件	(備考)	
工事	一般競争		1件
	標準指名競争		1件
	随意契約		1件
業務	簡易公募型 プロポーザル方式		1件
	一般競争		1件
	標準指名競争		1件
	随意契約		1件
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回答	
	なし	なし	

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 落札率について、昨年比のデータはあるか。</p> <p>2 応札者が一者であった契約について 一者入札への対策をどう考えているか。</p> <p>入札回数が3回となっている工事があるが、どういった経緯か。入札回数が3回というのは特殊であり、3回目の入札を実施するのであれば、相当な理由と慎重な対応が必要である。</p> <p>3 指名停止等の運用状況について 法務省の発注案件が原因となっているものはあるか。</p> <p>4 工事発注案件 (1) 一般競争入札 【平成21年度仙台少年鑑別所職員宿舎解体工事】 競争参加資格の業種区分について、建築一式工事としているが、とび・土工・コンクリート工事でもよいと思われる。とび・土工・コンクリート工事を含めな</p>	<p>データはないが、本年7月1日以降に入札公告等を行う工事から一般競争入札が原則であることを旨とする通達改正を行ったため、昨年同期と比べて落札率が下がっているものと思われます。</p> <p>上記1のとおり原則一般競争入札へ移行することとしたため、適切な公告を行わなければ応札者の確保が困難となるところ、通達改正に当たり、業界団体に対して当省が一般競争入札を原則化すること及び一般競争入札案件の発注情報を法務省ホームページに掲載することの周知を図っています。</p> <p>通達では「入札執行回数は、原則として2回を限度とする」としています。出先機関での発注案件であるため、確認の上、問題があれば今後改めるよう指導します。</p> <p>最低価格で入札したものの積算漏れがあるとして辞退した案件が1件あります。</p> <p>とび・土工・コンクリート工事などの専門工事は、専門業者の特定が困難なこと、また資格区分をランク分けしていないため、建築一式工事で発注しましたが、今後</p>

<p>かった理由はあるのか。</p> <p>解体工事は軒並み低価格入札になっているが、予定価格の見直しを検討する必要があるのではないか。</p> <p>予決令第86条第1項の規定に基づく調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施する際、建設副産物の搬出予定地について確認しているか。</p> <p>(2) 標準指名競争入札 【平成21年度青森少年院保護室棟等新営工事】</p> <p>10者指名の根拠は何か。</p> <p>10者で競争したにもかかわらず、落札率が高いが、その要因は何と考えるか。</p> <p>(3) 随意契約 【平成21年度東京拘置所排水設備改修工事】</p> <p>競争入札を行うことが不可能であったのか。</p> <p>5 業務発注案件</p> <p>(1) 簡易公募型プロポーザル方式 【大阪拘置所実施設計業務】</p> <p>5者選定の根拠は何か。</p> <p>(2) 一般競争入札 【平成21年度丸亀少女の家職員宿舎敷地調査】</p> <p>低入札価格調査を実施していないが、問題はないのか。</p>	<p>検討します。</p> <p>積算基準に沿って予定価格を作成しており、最近の景気状況により低価格入札となっているのではないかと考えられます。</p> <p>建設副産物の搬出予定地については、設計図書に指定しています。</p> <p>通達で定めています。</p> <p>保護室は、工事内容が特殊であり、入札不調となる案件が多いのが実情です。</p> <p>緊急の必要により、競争に付することができなかった案件です。</p> <p>通達で定めています。</p> <p>敷地調査にかかる経費としては、人件費及び燃料費等であるため、低価格で業務を実施できるものと考えられます。本件業務</p>
---	--

<p>(3) 標準指名競争入札 【平成21年度筑紫少女苑保護室棟等実施設計業務】 基本設計はどうしているのか。</p> <p>(4) 随意契約 【宮城刑務所全体改築に伴う若林城趾第10次発掘調査及び第8次・第9次発掘調査整理報告書作成】 契約書中、「乙は、委託業務終了後、精算書を甲に提出し、委託料を確定するものとする。」とあるが、どのような確認を行っているのか。</p> <p>委託料が増額となる場合はどうするのか。</p>	<p>は、特段問題なく履行されています。</p> <p>なお、最低価格入札者を落札者としな いことができる契約は、予決令で予定価格1,000万円を超える請負契約とされているため、1,000万円以下のものについては、低入札価格調査は実施していません。</p> <p>当省職員が実施しています。</p> <p>精算書の内容を確認しています。</p> <p>事前に相手方から相談があります。</p>
---	--